



※ 表紙デザインは暫定です。正式版では変更になる可能性があります。

岩 手 県

いわて汚水処理ビジョン2025

= 概 要 版 =

目 次

はじめに	- 1 -
第1章. 県構想策定の理由と進め方	- 2 -
第2章. 県構想の基本理念	- 4 -
第3章. 汚水処理施設の整備	- 6 -
第4章. 資源・エネルギーの利活用	- 9 -
第5章. 汚水処理事業の経営	- 11 -
第6章. 汚水処理施設の維持管理	- 14 -
第7章. 災害対策	- 17 -
第8章. 雨水対策	- 20 -
第9章. 広報活動・普及啓発	- 23 -

はじめに

岩手県には、宮沢賢治が心の中に描いた「イーハトーブ」が、いまでも自然の中に息づいています。イーハトーブは、木々や土、水と心を通じ、空や風と語り、あらゆる生き物の営みに“小宇宙＝岩手そのもの”を見出したものです。

このような岩手の豊かな環境を守り継ぐため、欠かすことができないものが下水道を始めとする污水处理です。

岩手県における污水处理施設の整備は、県と市町村が連携して策定した県構想をもとに、地域の実情に応じて経済的かつ効率的な整備手法（下水道、集落排水、浄化槽など）を進めてきました。

従来の県構想は、2017年度に策定した「いわて污水处理ビジョン2017」であり、施設整備等の目標年度を2025年度として取り組んできました。その結果、岩手県の污水处理人口普及率^{※1}は、策定当時（2016年度末）の79.8%から、2024年度末時点で85.9%まで向上しましたが、他の都道府県と比較すると全国第37位、東北5位とまだ低い位置にとどまっています。

一方、污水处理施設の増加や整備の長期化とともに、これまで整備してきた施設の改築更新費用の増加、人口減少に伴う使用料金収入の減少等が污水处理事業の経営に影響を及ぼしてきています。また、能登半島地震や埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故により、污水处理施設の耐震化や老朽化対策に社会の注目が集まっています。

このようなことから、県は市町村とともに2024年度から2025年度の2ヶ年にかけて新たな県構想の策定に取り組んできました。

策定においては、早期整備に向けて経済的かつ効率的な整備手法の選定に努めました。また、持続的な污水处理施設の運営、污水处理に伴い発生する汚泥の資源化やエネルギー利活用、下水道施設の強靱化、浸水被害の軽減に向けた雨水対策、これらの広報活動についてもその方向性を示すとともに、新たな計画・目標値を設定しています。

今回、新しい県構想を「いわて污水处理ビジョン2025」と定め、計画目標年度を2035年度とし、計画期間を10年間としました。今後はこの新しい県構想により、污水处理の普及促進及び運営管理等を図っていきます。

（※1）污水处理人口普及率：下水道や集落排水施設を利用することができる人口と浄化槽を利用している人口の合計を、県の総人口で割った値です。污水处理施設の普及状況を表す指標です。

第1章. 県構想策定の理由と進め方

県構想策定の理由

本県の2024年度末における污水处理施設の整備状況は、污水处理人口普及率が85.9%、処理場数が172箇所となっています。このことは、まだ県民の約14%の方が污水处理施設を利用できていないこと、これまで整備した膨大な施設を運営管理していかなければならないことを示しています。

一方、国においては、施設整備の早期完了を目指した中期的な施設整備計画並びに長期的な整備・運営管理計画を策定することを要請しています。

県においては、将来の人口の展望を示した「岩手県人口ビジョン」を策定し、人口減少に立ち向かうための「ふるさと振興総合戦略」を策定しているほか、長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取り組みを推進するための「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定しています。さらに、污水处理施設の持続可能な事業運営に実現するため、2022年8月に「岩手県污水处理事業広域化・共同化計画」を策定しています。

また、能登半島地震、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故及び新たな官民連携の取組等、大きな社会情勢の変化があり、污水处理事業はこれらの新たな課題にも対応していく必要があります。

これら污水处理事業を取り巻く社会情勢・背景の変化や厳しさの増す施設運営などの様々な課題を踏まえ、新しい県構想を策定しました。

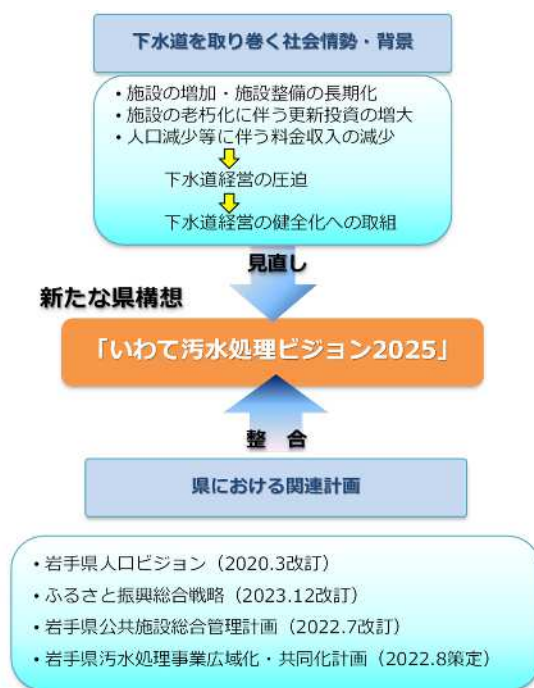


図1.1 県構想策定の理由

県構想策定の進め方

県構想の策定にあたっては、まず市町村において、2023年度から2025年度にかけて今後の汚水処理施設の整備計画（アクションプラン）を策定しました。

2025年4月には、学識経験者や専門家の方々から成る「いわて汚水処理ビジョン検討懇談会^{※2}」を設立し、これまで計3回にわたって新構想について中長期的な視点から検討、提言を頂き、これらを取りまとめて構想案の策定に向けて取り組んでいます。

また、2025年11月から12月にかけてパブリックコメント^{※3}を実施し、県民の皆様の意見を県構想に反映していきます。

最終的に県関係部課と市町村により構成されている「岩手県汚水適正処理推進会議^{※4}」で協議・承認され、新しい県構想が策定されます。

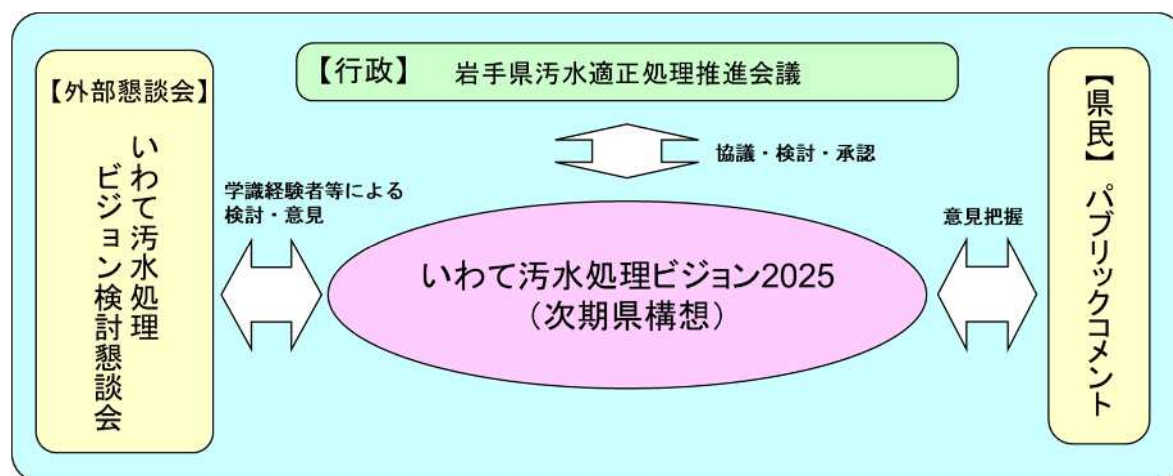


図 1.2 県構想策定の進め方

（※2） いわて汚水処理ビジョン検討懇談会：

学識経験者や専門家の6名の構成員で構成され、県構想に対して、中長期的な視点から検討・提言をいただくための検討懇談会です。

（※3） パブリックコメント：

行政が政策等を決めていく過程で、原案を事前に公表して県民等から意見を募り、それを反映したうえで最終的な決定を行うことをいいます。

（※4） 岩手県汚水適正処理推進会議：

汚水処理施設の整備及び維持管理に関する施策を総合的かつ効率的に推進することを目的として、県庁関係課、広域振興局、市町村で構成しています。

第2章. 県構想の基本理念

今回の県構想では、次の6項目を基本理念として策定しています。

水環境の保全、未来に引き継がれる豊かな自然

岩手県は豊かな自然に恵まれ、清らかな水と美しい水辺環境を有しています。汚水処理施設には、家庭や事業活動により排出される汚水を遅滞なく排除・処理することにより、生活環境や水環境を保全する役割があります。汚水処理施設を整備・維持することで、この豊かな環境を守り継いでいきます。

快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現

汚水処理施設は、トイレの水洗化により居住空間を快適にし、生活雑排水等の処理により生活環境を改善します。その恩恵はすべての県民が享受すべきものであることから、汚水処理施設の早期概成を目指します。

脱炭素・循環型社会形成の推進

下水道は、汚泥や下水熱など豊富なバイオマスや熱エネルギーを有しています。汚泥や熱エネルギーを再生可能エネルギーとして利活用するほか、汚泥を肥料として利用することで脱炭素・循環型社会の形成に貢献します。

持続可能な汚水処理の運営

汚水処理施設が将来にわたり持続可能なものとするために、汚水処理施設管理者は「経営の視点」を持って、効率的な事業運営を目指します。

また、汚水処理施設は、施設の建設だけをもって役割を果たせるものではなく、施設が継続的に機能するよう運営することで日常生活や社会活動を支えることができる社会基盤施設です。そのため、予防保全に基づく施設の効率的かつ適正な維持管理を実施します。

さらに、汚水処理施設はライフラインのひとつであり、機能しなくなった場合の影響は甚大です。安心・安全な暮らしを確保するため、汚水処理施設の災害対策を推進します。

浸水不安のない街

下水道の役割には、浸水被害を軽減することも挙げられます。近年、気候変動に伴う局所的な集中豪雨が増え、浸水被害が頻発しています。これら的大雨による浸水被害をできるだけ低減することで、浸水不安のない街を目指します。

汚水処理に関する普及啓発

下水道の接続率向上や浄化槽の普及促進を図るために、県民の方々に対する下水道・浄化槽への理解をさらに深める必要があります。



図 2.1 県構想の全体構成

第3章. 污水处理施設の整備

污水处理施設の早期概成を目指します

污水处理施設の目的として、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などが挙げられます。その目的の達成のため、污水处理施設の整備が早期に実施され、その恩恵をすべての県民が享受できるようにすることが必要です。

岩手県の污水处理人口普及率は、前回の県構想を策定した2016年度末の79.8%から、6.1ポイント上昇し、2024年度末には85.9%になりました。污水处理施設を利用できるようになった人は着実に増加しているものの、県内には未だに污水处理施設を利用できない人が約16万人もあり、トイレの水洗化が出来ないあるいは生活雑排水が処理されていない状況となっています。

岩手県の污水人口普及率は全国に比べ約8%低く、全国37位、東北地方内でも5位となっており、引き続き污水处理施設の整備を進めていく必要があります。

しかし、本県の人口は減少傾向にあり、公共下水道や農業集落排水事業のように、各戸の污水を集めて処理する方式が良いか、浄化槽のように各戸で処理する方法が良いか、将来の地域の状況を考えた整備方法を検討する必要があります。

また、污水处理施設の整備が終盤に差し掛かり、今後は改築更新や老朽化対策が主体となる時代に移行しようとしており、施設整備と改築更新を同時に実施すると、事業運営の妨げとなるおそれがあります。

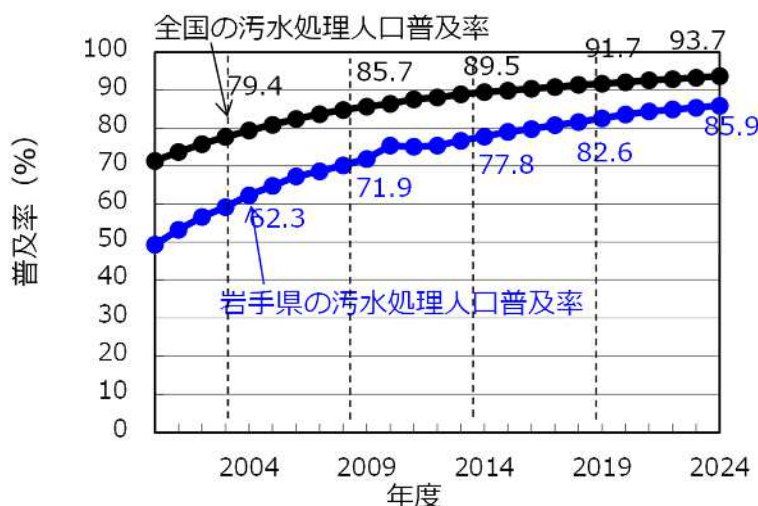


図 3.1 污水处理人口普及率の推移

なお、これまで整備の指標としてきた污水处理人口普及率では、人口移動の影響を受けやすく、近年の人口減少下では、市町村によっては、整備による普及率上昇を、人口移動に伴う普及率減少が上回るケースも出てきており、適切な指標で普及状況を評価する必要があります。

污水处理施設整備の方針

岩手県では今後も污水处理施設の整備を進めていく必要がありますが、人口減少などの社会情勢の変化や国からの早期整備の要請などを考慮し、以下のような方針のもと効率的な污水处理施設の整備を行います。

- 集合処理区域^{※5}における早期概成を目指すとともに、今後の人口動態等を踏まえ、随時処理区域の見直しを行います^{※6}。

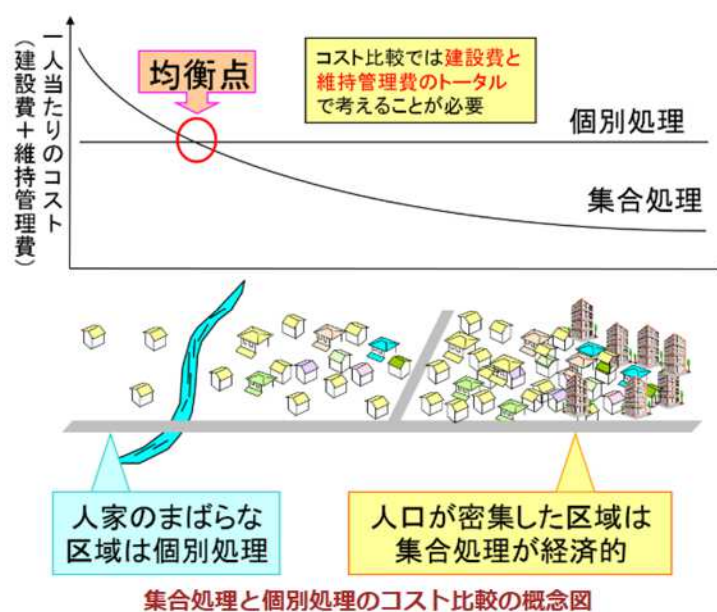
なお、人口減少下においても、施設整備の効果を明確にするため、污水处理人口普及率に代わり、人口移動の影響を受けにくい、新たな指標に基づき施設整備を進めます^{※7}。

- 未普及地域の方のニーズや公共用水域の水質等、地域の特性・実情を踏まえながら、すべての県民が污水处理施設を利用できるよう整備を進めます。

(※5) 集合処理区域：各戸の排水を排水管により処理施設に集めて一括処理する地域のことです。主に公共下水道事業や農業集落排水事業等により整備が行われています。

(※6) 人口が密なほど集合処理区域は効率的であり、疎らであれば非効率となります。污水处理施設の整備を行う際には、今後の人口がどうなるかを見極め適宜整備手法の見直しを行います。

(※7) 污水处理人口普及率は、全国的な指標であるため、今回の県構想においても、参考値として算定を継続します。



新たな計画・目標

- 2035 年度末までに集合処理区域の整備概成を目指します。（目標値：整備面積 34,660ha(2024 年度末)→36,239ha(2035 年度末)）
- 汚水処理の最適化を進め、浄化槽を希望する世帯への確実な整備を目指します。（目標値：700 基/年）

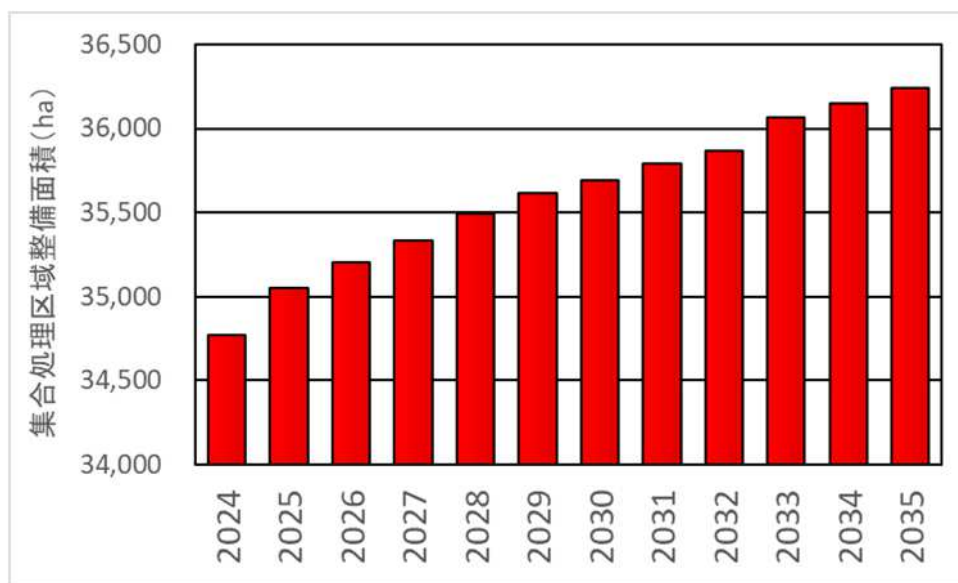


図 3.2 集合処理における整備の目標

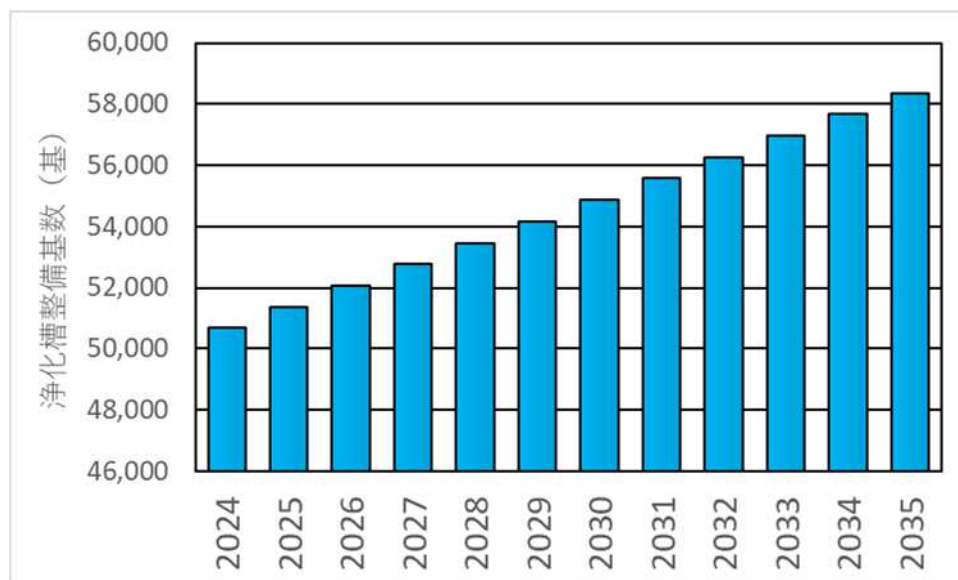


図 3.3 浄化槽の整備基数の目標※8

（※8）2024 年度の整備基数（累計値）は、2024 年度までに市町村が実施してきた浄化槽設置のための補助件数としています。

第4章. 資源・エネルギーの利活用

下水道が持つポテンシャルを最大限活用します

汚泥は污水处理施設を運転することで、永久的に排出されるものであり、さらに汚泥には再利用できる有用成分を多く含んでいます。

このことから、県内では肥料として有効利用するほか、建設資材への利用を行ってきました。前回の構想を策定した 2016 年度から 2023 年度にかけて汚泥の有効利用率約 1% の微増でした。

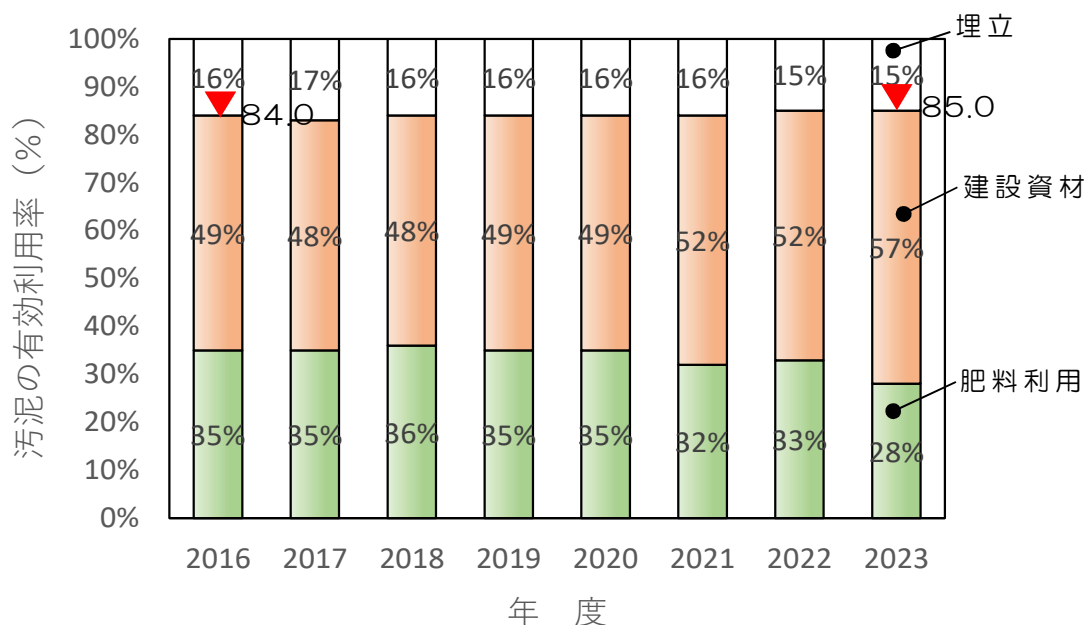


図 4.1 汚泥処分、有効利用の推移

下水道事業においては、2030 年地球温暖化対策の達成、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量削減が求められています。国土交通省では、脱炭素・循環型社会への転換を先導する「グリーンイノベーション下水道」を下水道事業の目指すべき姿とし、「下水道が有するポテンシャルの最大活用」、「温室効果ガスの積極的な削減」、「地域内外・分野連携の拡大・徹底」を柱に取り組みを進める方向性が示されています。

一方、污水处理施設の普及にともなって、汚水に付随してより多くの有機物やリンなどの有価物が処理場へと集まっています。汚泥や熱エネルギーを再生可能エネルギーとして利活用するほか、汚泥を肥料として利用することで脱炭素・循環型社会の形成に貢献していくことができます。国においては、令和 5 年 3 月に発生汚泥等の処理に関する基本的考え方として、「下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。」とした通知を発出しています。

資源・エネルギー利活用の方針

汚泥は、社会の営みが続く限り発生し続け、処理は継続的に行わなければなりません。また、汚水処理が持つ資源・エネルギーの利活用に対する社会的要請が高まっていることから、以下に取り組みます。

- 汚泥処理の肥料利用率の向上に努めます。
- 汚泥処理処分の安定性確保^{※9}と効率的な処理の推進に努めます。
- 下水道が持つポテンシャルを最大活用し、脱炭素・循環型社会の形成に貢献します。
- 終末処理場では多くの電気・機械設備を有し、日々大量のエネルギーを消費しているため、それらの抑制に努めます。

(※9) 汚泥の処理は汚水処理施設と同様に止めることが出来ないため、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるように、複数の処理方法を確保することなどがが必要です。

新たな計画・目標

- 2035 年度末までに汚泥の肥料利用率 40%を目指します。
- 汚泥の有効利用に係る新技術の導入を推進します。
- 終末処理場内の未利用地における再生可能エネルギーなど、GX^{※10}の導入を推進します。
- 下水道施設の省エネルギー化に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生抑制を推進します。

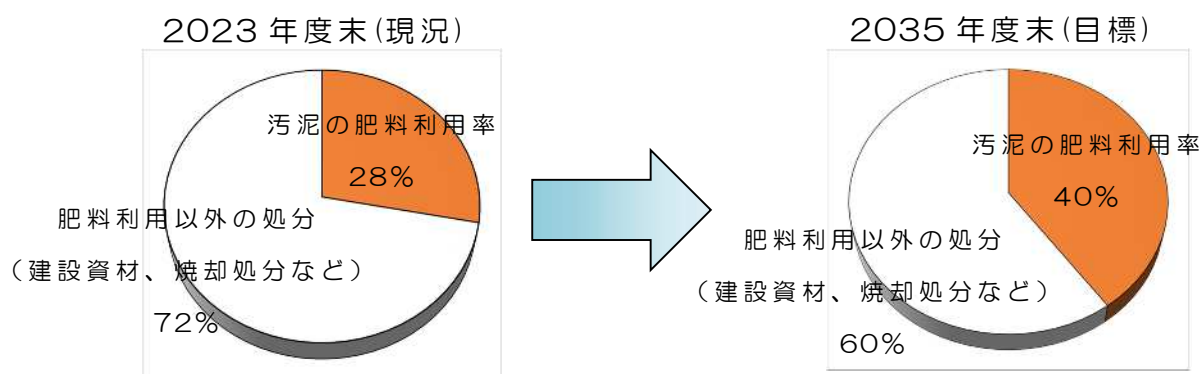


図 4.2 汚泥の肥料利用率の目標

(※10) GX（グリーントランスフォーメーション）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心へ転換させる取組。汚水処理分野においては、創エネルギー・省エネルギーの取組、再生エネルギーの利用拡大や下水道資源の有効利用等がこれにあたります。

第5章. 汚水処理事業の経営

将来にわたって汚水処理事業を安定的に運営するために、
健全な経営に努めます

汚水処理施設を経営するには、各家庭から排出された汚水を処理場まで運ぶための管きよの清掃やポンプ場の運転、汚水をきれいな水にするための処理施設の運転などに係る費用（それらを合わせて維持管理費）と、それらの汚水処理施設を建設するために要した資金の返済に係る費用が必要です。それらの支出を、使用料収入と一般会計からの繰り入れで賄っています。

【2023 年度末の状況】

県内で維持運営を行っている公共下水道や集落排水施設等の汚水 1m^3 あたりの費用（県平均）をみると、処理をするために必要な経費（維持管理費）は $61\text{円}/\text{m}^3$ 、建設時の借金返済などの分が $127\text{円}/\text{m}^3$ となっており、支出は併せて $188\text{円}/\text{m}^3$ です。それに対する収入は、使用料収入 $163\text{円}/\text{m}^3$ と、一般会計からの繰入 $25\text{円}/\text{m}^3$ です。

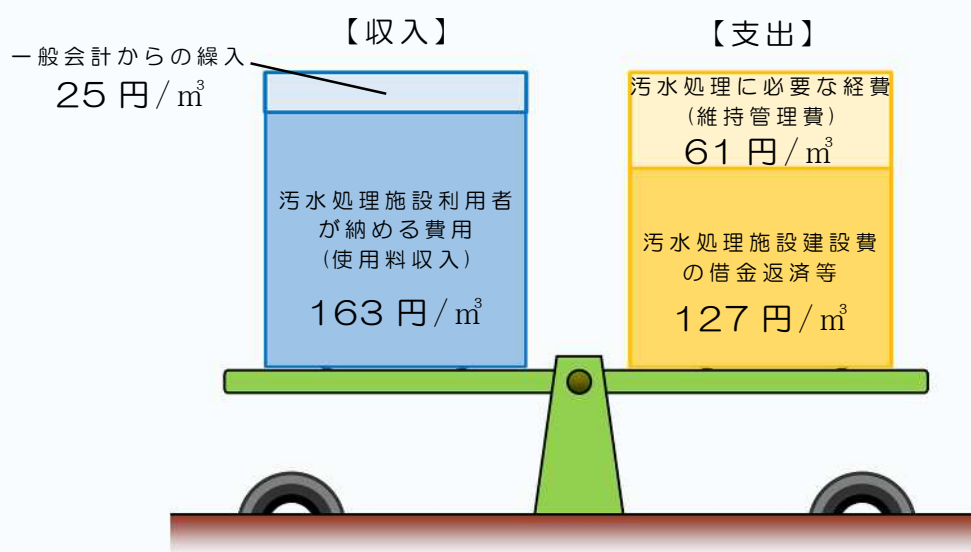


図 5.1 県内の汚水処理事業の経営状況（2023 年度）

一般会計からの繰入には、雨水処理にかかる費用など、元から一般会計が負担する費用（基準内繰入）と、収入と支出に差が生じた場合に繰入れる費用（基準外繰入）がありますが、近年の物価上昇などの影響により維持管理費が増大し、この基準外繰り入れが増加傾向にあります。今後もこの傾向が続くと、市町村の財政を圧迫することが懸念されています。

維持管理費の大部分は処理場施設の運転にかかるものであり、一部の処理場施設では、近くのより大きい処理場への集約が可能となっている箇所もあります。また、最新の技術を導入することで運転費用を下げることも可能な場合があります、処理場施設の統廃合や運転経費の低減に努めていくことが重要となっています。

県では、事業運営の効率化を図り、持続可能な事業運営確保していくため、2022年度に「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」を定め、市町村と連携し、施設の統廃合や維持管理の共同化など、スケールメリットや相互連携を生かした取り組みを進めています。

また、国からは2023年度に、より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保などを図る観点から、新たな官民連携方式であるウォーターPPP^{※11}の導入について、積極的に取り組むよう要請されています。

(※11)ウォーターPPP: 上下・工業用水道分野における新しい官民連携(Public Private Partnership)の総称です。民間のノウハウや技術を活用して、施設の長期的な管理と更新を一体的に行い、事業の効率化と持続可能性を高めることを目的としています。主な方式として、維持管理と更新を一体的に行う「管理・更新一体マネジメント方式」や、運営権を民間に設定する「コンセッション方式」があります。

汚水処理事業の経営方針

汚水処理施設を安定的に運営するためには健全な経営を行うことが重要です。将来にわたって持続的な運営が図られるように、汚水処理施設の経営を行います。

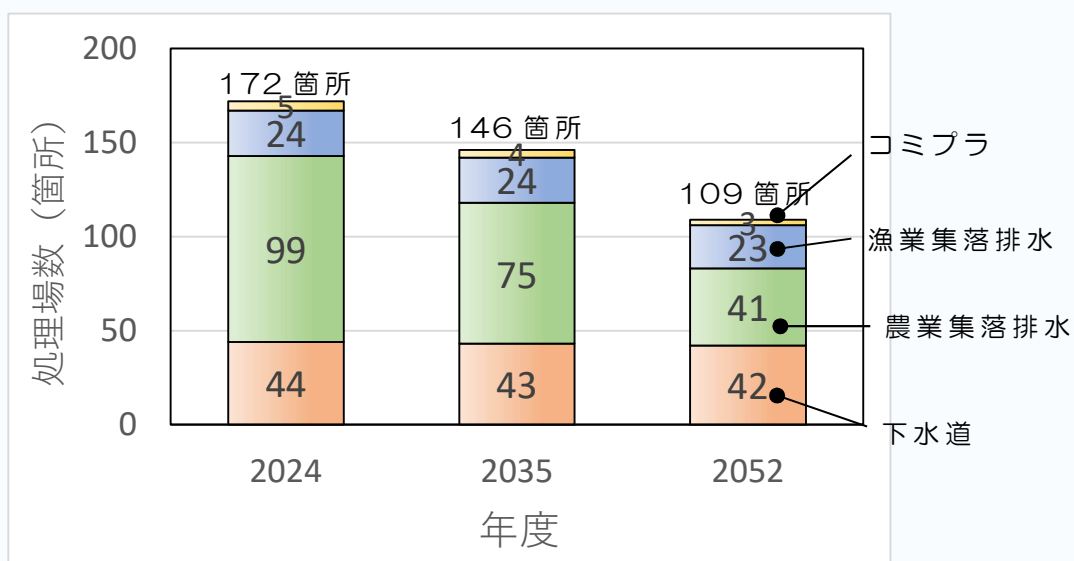
- 適切な施設維持管理や改築更新を進め、中長期的な見通しに基づく計画的な経営を行う観点から、経営戦略の一定期間ごとの見直しを推進します。
- 広域化・共同化計画に沿った施設の統廃合により、経費削減を図ります。
- 民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携方式の導入を推進します。

新たな計画・目標

- すべての下水道事業における経営戦略の見直しを目指します。（目標値：見直し率 100%）
- 広域化・共同化計画に基づき、施設の統廃合を目指します。（目標値：172 箇所（2024 年度末）→146 箇所（2035 年度末））
- ウォーターPPP を始めとする新たな官民連携方式の導入を推進します。

【参考】

広域化・共同化計画では、2052 年までに、既存の処理場 63 箇所の統廃合を目指しており、2035 年度までに 26 箇所の統廃合を目指します。



第6章. 汚水処理施設の維持管理

汚水処理施設を適正に管理し良質なサービスを継続的に提供します

岩手県内の管きよの整備延長は、公共下水道事業だけでも約 6,330km（2023 年度末時点）となっています。管きよの耐用年数は一般的に 50 年以上とされていますが、県内の管きよで、設置後 50 年を経過しているものは全体の約 2 %で、まだ大規模な改築、更新の時期を迎えていません。しかしながら、施設の老朽化は確実に進行していくことから、20 年後には全体の約 26%の 1,677km に達すると見込まれています。

また、処理施設は公共下水道と農業集落排水事業などを合わせると県内には 172 箇所（2023 年度末現在）整備され供用しています。県内には 20 年を経過した処理場は 122 箇所（全体の約 74%）、30 年を経過した処理場は 27 箇所（全体の約 16%）あり、更新しなければならない施設が今後大幅に増えていきます。

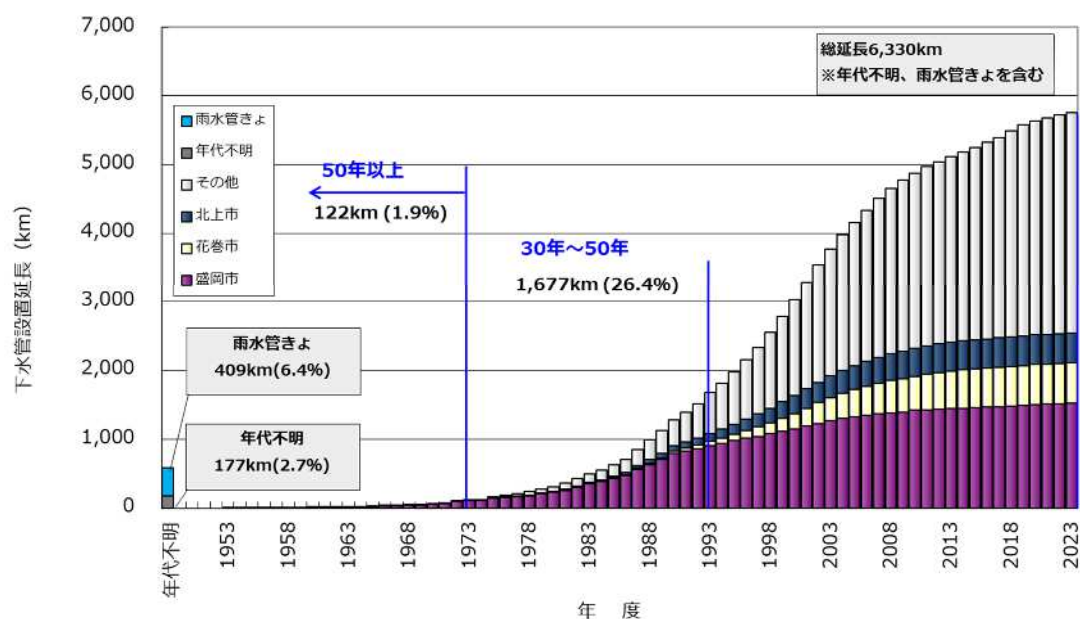


図 6.1 下水道管きよの累計設置延長（2023 年度末）

2025 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没にトラック運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生するとともに、約 120 万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、重大な事態が発生しました。

下水道管路における安全性確保のためには、点検・調査や改築など技術的改善方策や D X^{※12} 施策の確実な実施とともに、下水道管理者には「下水道管路における安全性確保が何よりも優先されるという基本スタンス」が求められており、定期的な点検や修繕の重要性が増しています。



図 6.2 埼玉県八潮市における道路陥没事故の状況

(※12) D X (デジタルトランスフォーメーション)：デジタル技術を活用して、業務や、組織、プロセス、企業文化・風土を変革することです。污水处理分野においては、デジタル技術を活用することによる行政手続き・サービスの変革、現場の安全性・効率性の向上、業務プロセス・働き方の変革及びそれらを支えるデータ活用環境の構築を指します。

污水处理施設の維持管理の方針

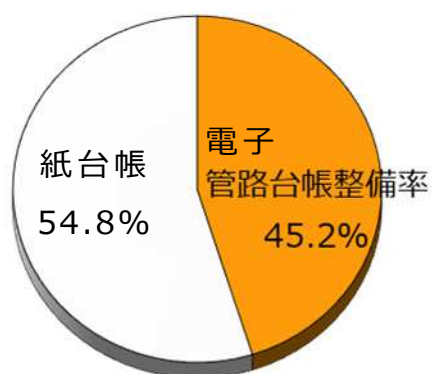
膨大な既存施設(ストック)の老朽化への対応・対策を講じていく必要があり、生活環境の維持のための污水处理施設の役割を踏まえ、適正な維持管理に努めます。

- デジタル技術を活用して業務を効率化する、污水处理の D X を推進します。
- 日常の施設点検・調査結果を踏まえて、優先順位をつけながら施設の改築を進めます。
- 事故発生・更新時に特に影響の大きく、迅速な復旧が容易ではない、下水道施設の構造等のあり方を見直します。

新たな計画・目標

- 2035 年度末までに電子管路台帳（GIS）整備率 100%を目指します。
- すべての下水道事業におけるストックマネジメント計画^{※13}の見直しを行うことを目指します。（目標値：100%）
- 下水道施設のリダンダンシー^{※14} 及びメンテナビリティ^{※15} 確保に関する計画策定を推進します。

2023 年度末(現況)



2035 年度末(目標)



図 6.3 管路台帳整備率の目標

- (※13) スtockマネジメント計画：汚水処理施設の役割を踏まえ、明確な目標を持って膨大な施設の状況を把握し、長期的な施設の状態を予測して、計画的かつ効率的に管理するための計画。
- (※14) リダンダンシー：「冗長性」、「余剰」を意味する言葉で、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を指します。
- (※15) メンテナビリティ：「維持管理のしやすさ」を意味する言葉で、点検・調査・修繕などの維持管理を容易に行えるよう、配置・構造に配慮することを指します。

第7章. 災害対策

非常時における汚水処理機能の確保に努めます

岩手宮城内陸地震や東日本大震災津波では、地震の揺れや津波により県内の汚水処理施設で被害を受けました。また「令和元年度東日本台風」では、豪雨により下水処理場が冠水し、施設・設備の被害により、下水の受入を停止する被害も確認されました。

汚水処理施設はライフラインのひとつであり、機能しなくなった場合の影響は甚大です。今後も、前例のない大規模災害がいつどこで発生してもおかしくない状況であるため、汚水処理施設の災害対策を推進する必要があります。

本県では、「重要な幹線等^{※16}」の約 64%が耐震化^{※17}済となっており、比較的处理規模の大きい公共下水道の処理場では、約 52%の処理場が耐震化済となっています。

2024 年に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大な被害が発生し、上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったことに等により復旧が長期化しました。これを踏まえ、水道事業者および下水道管理者が連携して、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を進めることとしています。

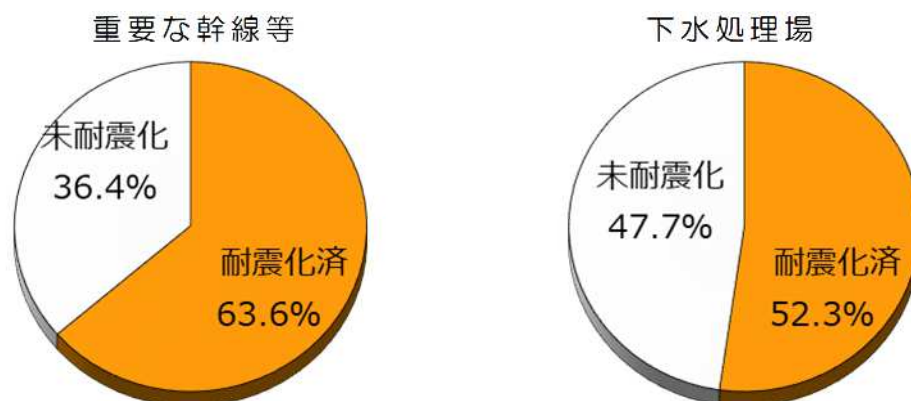


図 7.1 重要な幹線等および下水処理場に対する耐震対策の状況（2024 年度末）

（※16）重要な幹線等：重要な幹線等とは、都道府県が管理する流域下水道の幹線管路、ポンプ場及び処理場に直結している幹線管路、緊急輸送路等に埋設されている管路、防災拠点や避難所または地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水を受け持つ流末管路、などが該当します。

（※17）耐震化：地震が起きても施設が壊れない、または最低限の機能を確保できるよう、施設を改修することを差します。例としては、建物の壁を厚くする、管渠の部材同士や管渠とマンホールを繋ぐ継手を耐震継手にするなどです。耐震化工事を単独で行うこともありますが、多くは施設の改築・更新時に耐震化も併せて実施します。

気候変動に伴う集中豪雨による河川氾濫等の災害時においても、一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフトによる下水道施設の施設浸水対策を早急に実施する必要があります。

「内水、洪水、津波、高潮」による浸水リスクがあると想定される下水処理場については、約 22% が耐水化^{※18}済となっています。

なお、「地震・津波、水害」リスクを考慮した下水道における災害時応急対策を取りまとめた下水道 BCP^{※19}は、県内市町村の全てで策定済です。

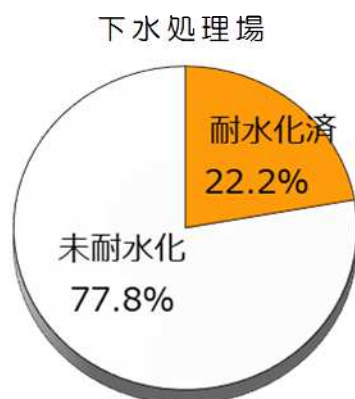


図 7.2 下水処理場における耐水化対策の状況（2024 年度末）

（※18）耐水化：大雨等で施設が浸水しない、または浸水しても機能が停止しないよう、施設を改修することを差します。例としては、施設の周囲に耐水壁を設置する。扉を耐水扉にする。電源・操作盤を浸水深より高い位置に設置するなどです。

（※19）下水道 BCP：BCP は事業継続計画。災害や事故が起きても、できるだけ下水処理を止めないようにあらかじめ準備する計画のことを指します。

災害対策の方針

いつ起きるか分からない災害への備えについて、以下の通り取り組みます。

- 上下水道一体の耐震化の考えに基づき、急所施設及び重要施設に接続する管路の耐震化を優先的に進めます。
- 施設の浸水対策については、各市町村で耐水化計画を策定（見直し含む）し、対策を進めます。

新たな計画・目標

- 上下水道耐震化計画策定・改定率 100%を目指し、実施にあたっては、施設更新時に取組を進めます。
- 耐水化計画策定・改定率 100%を目指し、対策を進めます。

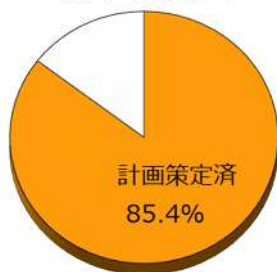
2024 年度末(現況)

耐震化計画



2024 年度末(現況)

耐水化計画



2035 年度末(目標)

耐震化計画



2035 年度末(目標)

耐水化計画



図 7.3 災害対策に関する新たな計画・目標

第8章. 雨水対策

雨水対策を進め、県民生活の安全確保に努めます

浸水被害には河川の氾らんなどにより起こる「外水による被害」と、都市に降った雨が地面にしみこまず、排水路でも十分に流しきれないで起こる「内水による被害」があります。この章では、本県におけるこれまでの浸水状況や下水道の雨水整備状況を踏まえた上で、浸水から街を守るための雨水対策の今後の方針を定めています。

過去 10 年間（2015 年度～2024 年度）のうち、被害の大きかった二つの水害では、2016（平成 28）年の台風 10 号において計 5,801 戸、2019（令和元）年の台風 19 号において計 4,062 戸の建物被害が発生しています。

表 8.1 県内の主な水害における浸水被害実績（外水及び内水、2015 年度～2024 年度）

発生年	災害名	全壊・流失	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
2016 年	台風 10 号	1,177 戸	3,136 戸	132 戸	1,356 戸	5,801 戸
2019 年	台風 19 号	100 戸	636 戸	1,284 戸	2,042 戸	4,062 戸

出典：平成 28 年及び令和元年水害統計調査

内水による被害に対する雨水排水計画は主に都市部を中心に、県内では 18 市町村の約 27,700ha に対して計画を策定しています。2023 年度末時点では、このうちの約 7,500ha に対して雨水排水施設の整備が完了しています。

一方で、気候変動に伴う局地的な集中豪雨が全国的に増加しており、岩手県でも同様の傾向にあります。これに対して、国ではハード整備の加速化・充実等に加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が共同して取り組む、通称「流域治水関連法」を制定しました。



図 8.1 流域治水関連法に基づく対策イメージ

気候変動の影響により、2040 年頃には降雨量が約 1.1 倍、流量が 1.2 倍、洪水発生頻度が 2 倍に増加すると見込まれています。流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、全国 109 の一級水系で、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した流域治水プロジェクト 2.0 への更新に向けた検討が進められています。県内では、北上川が流域治水プロジェクト 2.0 の対象水系となるため、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速するとともに、あらゆる関係者との協働体制の更なる充実を図る必要があります。

また、2021 年度に改正された水防法では、想定最大規模降雨によるシミュレーションで作成した雨水出水浸水想定区域^{※20}の指定や、それをもとに内水ハザードマップ^{※21}を作成・公表することが求められています。

(※20) 雨水出水浸水想定区域：水防法で定める、想定最大規模降雨時の内水により浸水が想定される区域のことです。

(※21) 内水ハザードマップ：雨水出水浸水想定区域を基に、内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく示したものです。

雨水対策の方針

気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に対し、流域のあらゆる関係者で水害対策を行う「流域治水」の考え方にに基づき、以下の通り取り組みます。

- 近年の豪雨災害の頻発化を踏まえ、引き続き雨水排水施設整備を推進していきます。
- 雨水出水浸水想定区域の指定・公表により、浸水リスクを周知していきます。

新たな計画・目標

- 雨水排水施設の整備目標として、2035 年度末までに内水により氾濫する恐れのある面積のうち、1,000ha の浸水被害の低減を図り、雨水排水施設整備率 30% を目指します。
- 雨水出水浸水想定区域の指定率 100% を目指します。

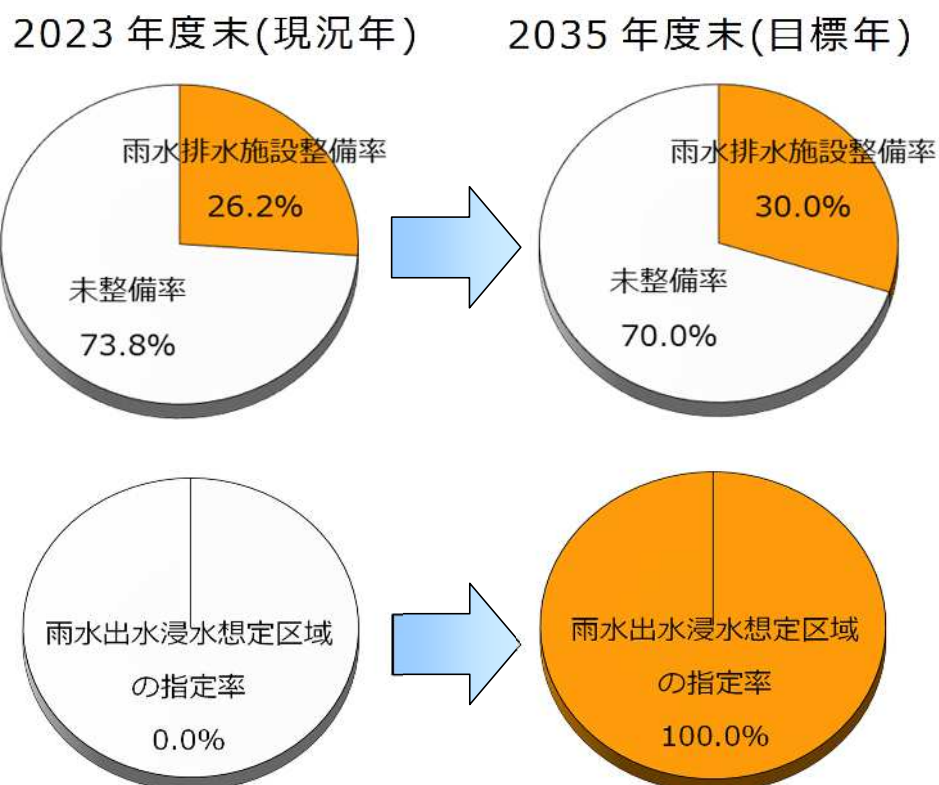


図 8.2 雨水対策に関する新たな計画・目標

第9章. 広報活動・普及啓発

県民の汚水処理施設に対する理解醸成に努めます。

汚水処理事業は、施設の建設に多大な費用と時間を要し、建設後は永続的に運転（維持管理）をしていかなければならず、その間に施設の改築・更新も必要となってきます。

このような汚水処理事業を円滑に運営し、機能を効果的に持続して発揮させるためには、地域住民など関係者の理解と協力が不可欠であり、同時に住民等の意思を施策に反映させることが求められています。また、将来の担い手確保のため、子どもたちや若者世代の興味を惹きつける広報・普及啓発活動が必要となります。

岩手県では関係団体(岩手県下水道公社や岩手県浄化槽協会など)と連携して、小学生などを対象とした下水道・浄化槽出前講座や下水道施設の見学会を行い、汚水処理の仕組みや施設の紹介などを行っています。

これまでこうした取り組みを続けてきましたが、水洗化の環境が整っていても接続していない世帯が一定数あり、また近年では浄化槽の年間設置基数が減少傾向にあります。

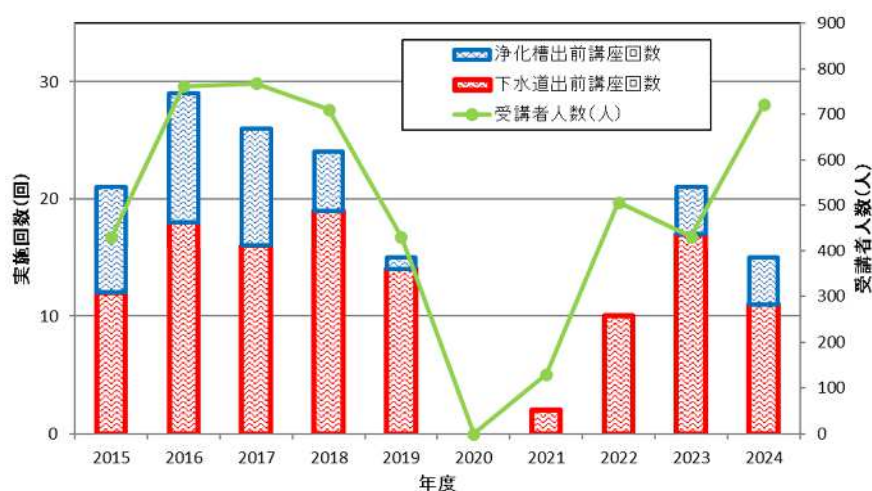


図 9.1 下水道・浄化槽出前講座の開催実績

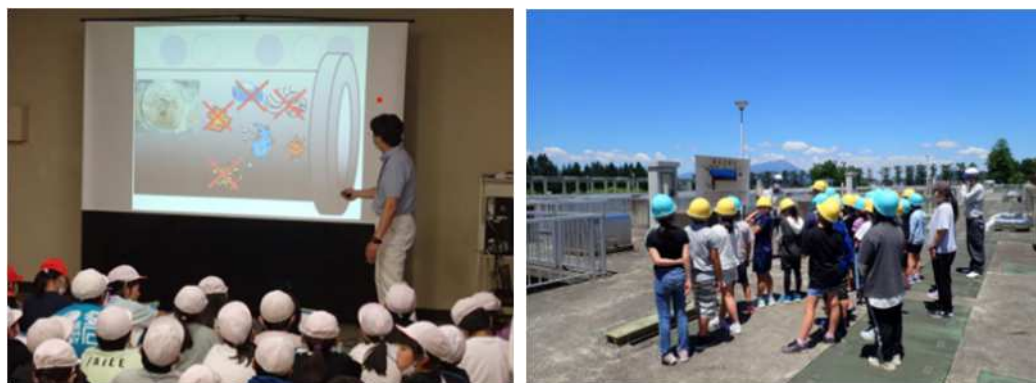


図 9.2 下水道施設見学会の様子

広報活動・普及啓発の方針

未来永劫利用する污水处理施設の役割やその必要性は、広く県民に理解してもらうことが重要です。

- 県民にわかる、見える、の視点から、将来にわたり持続的なサービス提供を図るため、子供たちへの環境学習や県民への広報活動の推進を図ります。
- 広報対象に応じた有効な手法を選択し、効果的な広報を推進します。
- 污水处理に関して、県民との連携・協働への取組みを図り、県民の参加を得ながら事業を推進します。
- 浄化槽の整備促進には、県民への情報提供や啓発活動が重要であることから、これまでの取組を継続しながら、個人ニーズの掘り起こしを行います。

新たな計画・目標

- 小学生などを対象とする出前講座や施設見学会の実施等、環境学習の継続と推進に努めます。
- SNS の活用、マンホールカードなどの既存の広報の拡大及び新たな広報手段の開拓に努めます。
- NPO 法人を始めとする関連団体と連携し、幅広い世代への魅力的な情報発信に努めます。
- 浄化槽の普及に係る個人ニーズの把握に努めます。

GKP（下水道広報プラットフォーム）※²²に加え、これまで関わりのなかった機関や NPO 法人とも積極的に連携していきます。具体的には、NPO 法人等が開催するイベント等に参加・連携することで、子どもたちや若者世代を含む幅広い世代へ情報発信していきます。

（※22）GKP（下水道広報プラットフォーム）：下水道界（行政、民間企業、NPO など）をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えると共に、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指して設立された組織。マンホールカードはこの GKP が自治体と連携して 2016 年度から配布を始めたものです。



図 9.3 NPO 法人の例（特定非営利活動法人未来図書館）

いわて汚水処理ビジョン
2025

岩手県 県土整備部
下水環境課

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

TEL 019-629-5895

FAX 019-629-9130

<http://www.pref.iwate.jp/>